

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第141号
令和4年3月28日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

特定非営利活動法人からの暴力団排除の推進について（通達）

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）からの暴力団排除については、「特定非営利活動促進法の一部改正に伴う特定非営利活動法人からの暴力団等排除対策の推進について（通達）」（平成31年3月19日付け警察庁丁暴発第127号。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、今後も下記のとおり運用を継続するので、各都道府県警察にあつては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 NPO法人設立の認証における暴力団排除に関する規定

1 意見聴取規定等

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第12条の2、第43条の2、第43条の3

2 欠格事由

(1) 団体の欠格事由（法第12条第1項第3号）

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

(2) 役員の欠格事由（法第20条第4号）

暴力団の構成員等

第2 認定NPO法人の認定等における暴力団排除に関する規定

1 意見聴取規定等

法第48条第1号、第51条第5項、第62条、第63条第5項、第65条第7項第1号、第67条第4項、第68条第2項第1号

2 欠格事由

(1) 役員の欠格事由（法第47条第1号ニ）

暴力団の構成員等

(2) 法人の欠格事由（法第47条第6号イ・ロ）

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

第3 都道府県警察の対応

1 意見聴取要領

所轄庁からの意見聴取は、意見聴取に係るNPO法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から、当該都道府県を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）に対して行われる。

意見聴取に関し、法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）に基づく意見聴取は、欠格事由に該当する疑いがあると認めるときに、その理由を付して行うことができる旨規定されている一方、法第48条第1号（法第51条第5項、第62及び第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第65条第7項第1号（法第67条第4項において準用する場合を含む。）に基づく意見聴取は、欠格事由に該当する疑いがあると認められること及びその理由を付すことが規定されていない。

なお、意見聴取に係るNPO法人が、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証（法第25条、第26条）を申請中で、いまだ定款変更の認証がなされていない場合は、変更前のNPO法人の事務所の所在地を基準として意見聴取を行う所轄庁、意見聴取先の警察本部長等が決定されることとなる。

この場合、警察本部長等から意見を聴取した変更前の所轄庁からは、当該NPO法人に係る定款変更の申請を受けている変更後の所轄庁に対して、警察からの意見聴取の内容を含む必要な情報が提供されることとなる。

(1) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）に基づく意見聴取
所轄庁から警察本部長等に対する意見聴取は、NPO法人が欠格事由に該当する「疑いがあると認めるとき」に行われる。

「疑いがあると認めるとき」の例としては、

- 市民（匿名の場合を含む。以下同じ。）から、NPO法人又はその役員と暴力団との関係を指摘する情報提供があった場合
- 新聞、雑誌等がNPO法人又はその役員と暴力団との関係を報じている場合
- 所轄庁の担当者が、NPO法人の事務所又はその役員の住居が暴力団事務所等に使用されていると思われる状況等を見聞きした場合
- NPO法人又はその役員が欠格事由に該当するとして、以前認証を拒否した申請と内容及び形式等において酷似した申請がなされた場合

等が挙げられる。また、所轄庁において、「疑いがあると認める」根拠となった情報等の内容が、直接、暴力団との関係を指摘するものではなく、暴力団以外の反社会的勢力との関係を指摘するものであっても、暴力団との関連性も否定できないこ

とから、所轄庁は、警察本部長等に対して意見を聴くことができる。

意見聴取は、別紙1に準じた様式により行われ、理由書等のほか、必要に応じて、当該NPO法人に係る設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類が添付される。理由書等については、個々の事例により形態が異なってくるが、一般的な例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 市民からの投書等があった場合における投書等の写し
- 市民からの電話があった場合における電話録取等の書面
- 所轄庁の担当者が作成した報告書

- (2) 法第48条第1号（法第51条第5項、第62及び第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第65条第7項第1号（法第67条第4項において準用する場合を含む。）に基づく意見聴取

所轄庁は、法第44条第1項の認定NPO法人の認定をしようとするとき、又は、法第65条第1項若しくは第2項の規定による勧告若しくは同条第4項の規定による命令をしようとするとき等に係る警察本部長等への意見聴取の際には、上記第3の1(1)の基準にかかわらず、欠格事由に該当することの有無について、警察本部長等の意見を聴くことができる。

意見聴取は、別紙2に準じた様式により行われ、必要に応じて、理由書等のほか、当該NPO法人に係る設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類が添付される。

2 意見聴取に対する意見陳述の要領

所轄庁から意見を求められた警察本部長等は、所轄庁から意見を求められたNPO法人又はその役員が欠格事由に該当するか否かを確認し、該当の有無について、遅滞なく、所轄庁から意見を求められてから1か月以内を目処として所轄庁に対して意見を述べることとする。

なお、詳細な確認を要するため、これによることができない場合であっても、所轄庁から意見を求められてから2か月以内を目処として所轄庁に意見を述べることとする（各種申請が行われた場合にあっては、所轄庁は、申請を受理した日から2週間の縦覧期間経過後、原則として、2か月以内に認証又は不認証の決定を行わなければならないこととされており、所轄庁が縦覧期間経過後に警察本部長等に意見を求めることも十分に予想される。）。

所轄庁からの意見聴取に対する警察本部長等からの意見陳述は、第3の1(1)の場合は、別紙3又は別紙4の記載例に準じた様式により、第3の1(2)の場合は、別紙5又は別紙6の記載例に準じた様式により行うこととする。

3 警察本部長等による意見陳述（自主的意見陳述）の要領

- (1) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）に基づく所轄庁への意見

警察本部長等は、NPO法人について、法第12条第1項第3号又は法第20条第4号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該NPO法人に対

して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、別紙7の記載例に準じた書式により、その旨の意見を述べることができる。

(2) 法第68条第2項第1号に基づく所轄庁への意見

警察本部長等は、認定NPO法人又は特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」という。）について、法第47条第1号ニ又は第6号であると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定NPO法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、別紙8の記載例に準じた様式により、その旨の意見を述べることができる。

(3) 意見を述べる警察本部長等

意見を述べる警察本部長等は、当該意見に係るNPO法人の事務所の所在地を管轄する都道府県警察の警察本部長等とする。

なお、各都道府県警察において、当該都道府県警察の管轄区域外に事務所を置くNPO法人に関して、欠格事由に該当する疑いがある情報を入手した場合は、当該NPO法人の事務所の所在地を管轄する都道府県警察に当該情報を提供し、当該情報の提供を受けた都道府県警察において、情報内容を吟味し、必要な補充調査等を行うなどした上で、必要に応じて、所轄庁に対して意見を述べることとする。

(4) 意見陳述先となる所轄庁

警察本部長等が意見を述べる相手方となる都道府県知事等は、当該意見に係るNPO法人の所轄庁たる都道府県知事等とする。

なお、意見陳述に係るNPO法人が、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証を申請中で、いまだ定款変更の認証がなされていない場合は、変更前のNPO法人の事務所の所在地を基準として、意見を述べる警察本部長等及び意見を述べる相手方となる所轄庁を決定することとする。この場合、警察本部長等からの意見陳述を受けた変更前の所轄庁からは、当該NPO法人に係る定款変更の申請を受けている変更後の所轄庁に対して、警察からの意見陳述の内容を含む必要な情報が提供される。

4 所轄庁から警察本部長等への措置の通知

警察本部長等から所轄庁に対し、NPO法人又はその役員が欠格事由に該当する等と疑うに足りる相当な理由がある旨の意見が述べられた場合、当該所轄庁から意見を述べた警察本部長等に対して別紙9に準じた様式により、決定した措置の内容が通知される。

なお、意見聴取に係るNPO法人が所轄庁の変更を伴う定款変更の認証を申請中で、いまだ当該認証を受けていない場合には、変更後の所轄庁から、変更前の所轄庁に対して決定した措置の内容が通知される。

第4 運用上の留意事項

- 1 各都道府県警察にあつては、関係地方公共団体との連携を密にするとともに、捜査その他の平素の警察活動を通じて、欠格事由に該当するNPO法人についての情報収集に努めること。

2 NPO法人について暴力団等排除に係る欠格事由に該当すると認められる旨の意見陳述を行った場合は、警察庁及び関係都道府県警察に報告（通報）すること。また、意見陳述等に当たって、知事部局等との間に疑義が生じた場合も、警察庁へ報告すること。

別紙 1 ～ 9 は省略